

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興)補助金実施要領

令和8年3月 31 日改正

第1 趣旨

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興)補助金の実施について必要な事項を、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興)補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第19条の規定に基づき、以下のとおり定めるものとする。

第2 定義

交付要綱第2条で定義される用語について、次のとおり定めるものとする。

1 交付要綱第2条第4号に規定する「別表第1に掲げる県内で生産された農林水産物」について、次のとおりとする。

(1) 「畜産物」は、次のとおりとする。

ア 一般社団法人日本畜産副産物協会が定める畜産副産物のうち食用に供する畜産副産物(骨、副生物)を含むものとする。ただし、原皮については、食用に供する限り、これに含まれるものとする。

イ 食用牛については、個別認識番号が確認できる12月齢以上かつ60日以内に食用として処理されることが確認できるもの。

ウ 山羊については、60日以内に食肉等として処理されることが確認できるもの、山羊肉及び副生物を含むものとする。

(2) 次に掲げるものは適用を除外するものとする。

ア サトウキビ

イ 食品表示法で定める加工品

2 交付要綱第2条第6号オ「農林漁業者等の組織する団体」とは、以下に掲げるものをいう。

(1) 農地法に規定する農地所有適格法人のうち、農地法第6条の報告を行っているもの。

(2) 農林漁業を営む者の組織する団体のうち、次のアからオの全てを満たすもの。

ア 規約等に代表者、組織及び運営についての定めがあること。

イ 規約等に構成員が生産した農林水産物を共同出荷する事業についての定めがあること。

ウ 家計を別にする農林漁業従事者3戸以上が構成員となっていること。

エ 構成員のすべてが、直近1年間において確定申告を行っていること。

オ 農林漁業従事者である構成員の3戸以上が、業種別に以下の要件を満たすこと。ただし、新規就業者においてはこの限りではない。

農業

- ・市町村において農地基本台帳に登録されている者
- ・直近1年間における確定申告において、農産物の販売金額が50万円以上である者

漁業

- ・沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船又は市町村内に地域特産物に係る養殖施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・直近1年間における確定申告において、漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上である者

畜産業

- ・市町村内に地域特産物に係る飼養施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・直近1年間における確定申告において、畜産物の販売金額が50万円以上である者

林業

- ・市町村内に地域特産物に係る生産施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・直近1年間における確定申告において、林産物の販売金額が50万円以上である者

3 交付要綱第2条第6号カ「知事が認める団体」とは、以下に掲げるものをいう。

- (1) 地域特産物を販売する法人で、市町村内の家計を別にする農林漁業従事者3戸以上と契約し、仕入れを行っているもの。
- (2) 市町村が地域の実情にかんがみ、公益的な見地から特別の配慮が必要と認め知事が同意した者。

第3 補助事業の対象となる輸送費

- 1 宅配便による一般消費者への輸送費、社内取引に係る輸送費については、補助の対象外とする。
- 2 上記1の社内取引とは、法人税の確定申告書に添付する出資関係図に示される完全支配関係のある法人間の取引をいう。

第4 補助金の額

- 1 交付要綱第5条第1号に定める「1キログラムあたりの輸送費(税抜)」とは、年間補助対象輸送費(税抜)から年間域外出荷量を除した1キログラムあたりの年平均輸送単価とする。
- 2 補助対象品目毎の輸送区間、方法、重量、金額が請求書等で確認できない場合は、補助の対象としない。
ただし、船舶輸送において、請求書等にコンテナ単位の料金のみが表示されている場合は、実際にコンテナに積載した補助対象品目のケース数及び1ケース当たり重量等から、補助対象品目の総重量や重量単価を確認できる資料を添付すること。
- 3 花きにおいては、品目毎の出荷重量の把握が困難な場合、出荷団体等の出荷データや標準重量等を参考に出荷重量の算定ができるものとする。

第5 補助事業の内容の変更等

交付要綱第10条第1号中「軽微な変更」とは、交付決定額の20パーセント以内の減額とする(増額の場合を除く)。

第6 遂行状況報告及び実績報告

交付要綱第11条及び第12条に定める報告は、補助金算定の根拠となる品目毎の輸送区間、方法、重量、輸送費支払実績が確認できる書類を添付しなければならない。

第7 間接補助対象事業者

交付要綱第3条における出荷団体(以下、「間接補助対象事業者」という。)は、次の全てを満たさなければならない。

- 1 間接補助対象事業者名義の口座を保有していること。
- 2 団体の運営が適切に行われており、管理運営体制が整備され、本事務の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。
- 3 経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書、品目別出荷量に関する帳簿等(これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの)を備えていること。
- 4 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。
- 5 その他、事業実施上の問題がないこと。

6 おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)の補助事業者でないこと。

第8 間接補助対象事業者の交付申請

- 1 間接補助対象事業者は、毎年度市町村が定める日までに交付申請書を市町村に提出しなければならない。
- 2 上記1の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 履歴事項全部証明書(所得税法に基づく個人事業者であるときは、この限りでない。)
 - (2) 直近の税務申告書(受理が確認されるもの)及びその附属書類として次に掲げるもの
 - ・法人の場合:法人事業概況説明書等の写し及び出資関係図
 - ・個人の場合:第一表及び事業所得の申告に附属する収支内訳書の写し
 - (3) 補助事業者履行義務誓約書
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書
 - (5) 本実施要領第2 2又は3の内容を確認する書類

第9 生産出荷計画及び地域振興計画の提出

- 1 間接補助対象事業者は、本事業による補助を受けようとするときは、生産出荷計画を作成し市町村に提出しなければならない。
- 2 市町村は、提出された生産出荷計画を地域振興計画として取りまとめ、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。
- 3 市町村は、地域振興計画を変更する必要がある場合、上記2に準じて知事に提出しなければならない。

第10 間接補助事業者に対して付すべき条件

市町村は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、交付要綱第8条から第13条まで、第15条及び第18条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式一覧

番号	様式名	摘要
要領別記第1号様式	地域振興計画	市町村関係
要領別記第2号様式	生産出荷計画	間接補助事業者関係
要領別記第3号様式	交付申請書	間接補助事業者関係
要領別記第4号様式	交付申請取下書	間接補助事業者関係
要領別記第5号様式	計画変更承認申請書	間接補助事業者関係
要領別記第6号様式	中止(廃止)承認申請書	間接補助事業者関係
要領別記第7号様式	遂行状況報告書	間接補助事業者関係
要領別記第8号様式	実績報告書	間接補助事業者関係
要領別記第9号様式	概算払請求書	間接補助事業者関係
要領別記第10号様式	精算払請求書	間接補助事業者関係
別紙様式第1号	補助事業者履行義務誓約書	間接補助事業者関係
別紙様式第2号	暴力団排除に関する誓約書	共通